

全柔連発第 21-0132 号

2021 年 6 月 4 日

各都道府県柔道連盟・加盟団体様各位

公益財団法人全日本柔道連盟
会長 山下泰裕
専務理事 中里壮也
新型コロナウイルス感染症対策委員会
医科学委員会

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

平素より本連盟の事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第 4 波により、全国的に感染拡大がみられます。とくに緊急事態宣言が発出されている都道府県では医療機関がコロナ患者の対応に追われ、通常の医療行為に大きな制限を強いられて医療は逼迫しています。

全柔連には柔道関連感染者の報告が増えており、クラスター事案も寄せられています。一方で、政府や知事から緊急事態宣言地域との往来制限の注意喚起が出されているにもかかわらず、地域やブロックでの柔道大会が指針の遵守もなく開催されている、感染拡大地域から出稽古に来ている、県をまたぐ合同練習が行なわれている、など極めて危険な状況下での練習や試合開催の報告や相談を受けています。

現在、感染拡大の多くを占める変異株は、強力な感染力を持ち、悪化する経過が早く、若年者でも重症化するのが特徴です。従ってこれまで以上に感染の予防を行う必要があります。

4 月 20 日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針 (Version3.1)」では、**出稽古や練習・試合参加の可否などについて遵守すべき事項を記載**しています。東京オリンピック開催を前にして、柔道による感染拡大を来すことがないよう、**貴連盟の全ての所属団体に注意喚起をしていただき、指針の確認について周知**をよろしく申し上げます。とくに、寮生活で感染が拡大するケースが多く、一層のご注意をお願いします。

なお、都道府県をまたぐ**試合開催や出稽古、合同練習などの是非**については、各都道府県柔道連盟・各加盟団体が**感染状況を鑑みてご判断**下さい。